

重要なお知らせ

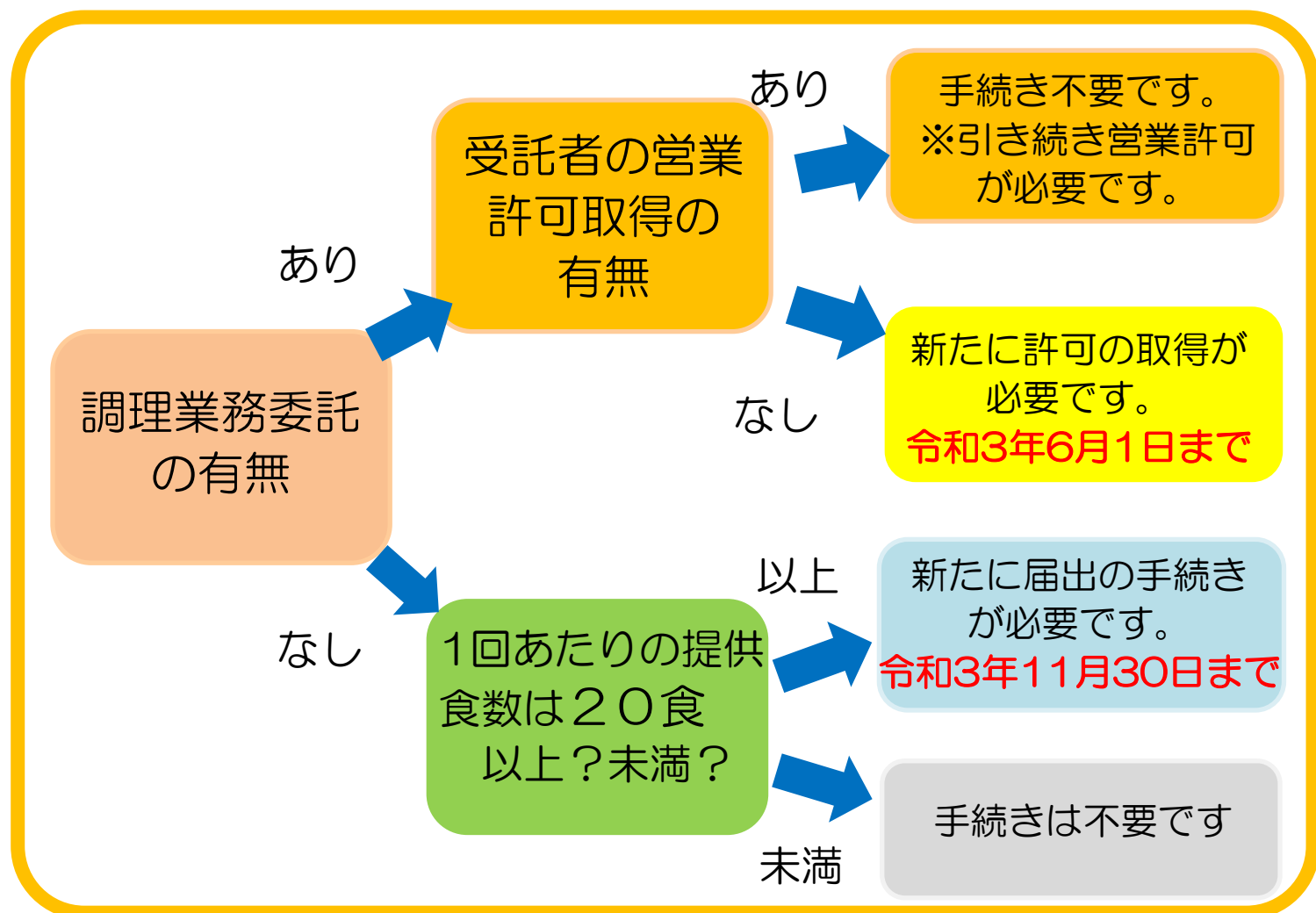
集団給食施設の取扱いについて

食品衛生法が改正され、学校、病院その他の集団給食施設も営業の許可、届出の手続き等が求められます。

届出制度が2021年6月1日スタート！

(届出については経過措置期間が2021年11月30日までとなっています)

なお、営業許可が必要な施設は2021年6月1日までに許可の取得が必要です



許可や届出の手続きが必要となる施設は、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の導入と食品衛生責任者の設置が必要となります。令和3年6月1日までに対応が必要となります。

お問い合わせ

◆新しい制度に関するお問い合わせ・相談は各区保健福祉センター衛生課へ
青葉区225-7211(代) 宮城野区291-2111(代) 若林区282-1111(代)
太白区247-1111(代) 泉区372-3111(代)

仙台市